

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

| 厚生労働省令   | 県条例  | 県独自基準及び解釈  |
|--|--|--|
| <p>○(旧)指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準<br/>(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十一号)</p>  | <p>○沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例<br/>(平成24年12月26日沖縄県条例第84号)</p>  |  |
| <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)<br/><b>第十四条</b> 省略<br/>2～6 省略<br/>7 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>  | <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)<br/><b>第16条</b> 省略<br/>2～6 省略<br/>7 指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>   | <p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>         |
| <p>(勤務体制の確保等)<br/><b>第二十五条</b> 省略<br/>2 省略<br/>3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>   | <p>(勤務体制の確保等)<br/><b>第28条</b> 省略<br/>2 省略<br/>3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。<br/>4 <u>指定介護療養型医療施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>   | <p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>            |
| <p>(非常災害対策)<br/><b>第二十七条</b> 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>   | <p>(非常災害対策)<br/><b>第30条</b> 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。<br/>2 <u>指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>                                     | <p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p> |
| <p><b>第五章</b> ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準<br/><br/>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)<br/><b>第四十三条</b> 省略<br/>2～8 省略<br/>9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> | <p><b>第5章</b> ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準<br/><br/>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)<br/><b>第45条</b> 省略<br/>2～8 省略<br/>9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p> | <p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>         |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第四十八条</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>  | <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><b>第50条</b> 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、研修を受講する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>  | <p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p> |
| <p>(準用)</p> <p><b>第五十条</b> 第六条から第十条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十七条から第三十六条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六条第二項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第十条第二項」と、第二十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二第三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第三項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。</p> | <p>(準用)</p> <p><b>第52条</b> 第7条から第15条まで、第17条から19条まで、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、<u>ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。</u>この場合において、第7条中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「指定介護療養型医療施設」とあるのは「ユニット型指定介護療養型医療施設」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第26条中「第17条」とあるのは、「第52条において準用する第17条」と読み替えるものとする。</p> | <p>※第30条第2項の解釈をユニット型指定介護療養型医療施設に準用する。</p>   |